

ケアの倫理は徳倫理学の一部か

—ノディングスのケアの倫理とハーストハウスの徳倫理学との比較—

安井絢子（京都大学）

「ケアの倫理」(ethic of care)は、倫理学において、従来の主流派をなしてきた功利主義やカント主義倫理学を「正義の倫理」(ethic of justice)と呼び、その原理・原則に基づく思考を批判しつつしてきた。一方、徳倫理学もまた、行為中心的な従来の倫理学理論を批判し、「いかなる行為をなすべきか」ではなく「いかなる人になるべきか」という問いを強調する主張を繰り広げてきた。こうしたケアの倫理による伝統的な倫理学理論に対する批判と、徳倫理学によるそれとの間には、重要な一致点が見られる。たとえば、両者は共に、倫理学の問題を生き方の問題として扱うとともに、道徳的感受性に着目した議論を展開している。このように、両者が重要な特徴を共有していることから、R・ハルワニやM・スロートのように、ケアの倫理は徳倫理学の一部だと考える論者さえもいるほどだ。そうした論者によると、ケアの倫理は徳倫理学に包摂されることによってのみ、道徳理論として生き延びることができるといふ。対照的に、多くのケア倫理研究では、ケアの倫理を独立した倫理理論だと考える。しかし、こうした両者の主張の衝突は、お互いの理論を正しく理解したうえで生じた帰結とは言いがたい。その理由として、第一に、ケアの倫理の提唱および展開を担ってきた多くの論者が倫理学を専門とするものではなかったこと、そのため第二に、ケアの倫理の理論的一般化はなされず、他の倫理学理論との関係も十分に論じられてこないままに、議論が展開されてきたことが挙げられる。すなわち、ケア倫理研究者のほとんどが徳倫理学について十全に把握しないまま、議論をつづけているきらいがある。

そこで本稿では、ケアの倫理の倫理学の領域における位置づけを明確にするための試みとして、ケアの倫理の理論研究を行ったN・ノディングスと、徳倫理学の代表的な主張者であるにもかかわらず、これまでケア倫理研究の議論においてほとんど取り上げられてこなかったR・ハーストハウスの徳倫理学との異同を考察する。ハーストハウスは、共同体主義的な徳倫理学とは異なる立場の徳倫理学を展開してきた。そのため本稿では、徳倫理学者のなかでも、共同体主義的な徳倫理学とは異なる議論を展開するハーストハウスとの比較を行うことで、ノディングスが検討しきれていないケアの倫理と徳倫理学との関係を考察する。その際、品川によるケアの倫理と、共同体主義的な徳倫理学との相違点の指摘を出発点としたうえで、今までケアの倫理と徳倫理学を比較して論じる際に、ケア倫理研究者が取り上げてきた共同体主義的な徳倫理学とは異なるハーストハウスの徳倫理との比較を試みる。そして、「ケアの倫理は徳倫理学の一部である」と主張する論者とその批判者の議論について検討する。それにより、ケアの倫理は徳倫理学とは異なる主張をもつこと、それゆえ、徳倫理学とは別個の独立した倫理理論であることを確認する。さらに、ケアの倫理は徳倫理学とは別個の倫理理論であるけれども、両者は「共同的な関係」を結びうる可能性を秘めているとするM・サンダー＝スタウトの示唆を批判的に検討する。そのうえで、サンダー＝スタウトの言うケアの倫理と徳倫理学の「共同的な関係」は、両者にとって、不要な関係であることを指摘する。最後に、以上の議論を踏まえて、ケアの倫理は徳倫理学の一部ではないこと、そして両者はお互いを利することのない関係しか結び得ないことを指摘する。